

令和8年3月2日開会  
第1回定例会

# 議案

川根本町議会

## 議 案 目 録

- 議案第 5 号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する・P. 1  
条例について
- 議案第 6 号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例・P. 2-6  
について
- 議案第 7 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する・P. 7-14  
条例について
- 議案第 8 号 川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例・P. 16-17  
の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について・P. 18-23  
て
- 議案第 11 号 川根本町本川根 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について ・P. 26
- 議案第 14 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 15 号 令和 7 年度 川根本町一般会計補正予算（第 7 号） ・P. 28-35
- 議案第 16 号 令和 7 年度 川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ・P. 36-38

- 議案第 17 号 令和 7 年度 川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) ・ P. 39-41
- 議案第 18 号 令和 7 年度 川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ・ P. 42-44
- 議案第 19 号 令和 7 年度 川根本町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 1 号) ・ P. 45-47
- 議案第 20 号 令和 7 年度 川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) ・ P. 48-50
- 議案第 21 号 令和 7 年度 川根本町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号) ・ P. 51
- 議案第 22 号 令和 8 年度 川根本町一般会計予算 ・ P. 52-63
- 議案第 23 号 令和 8 年度 川根本町国民健康保険事業特別会計予算 ・ P. 64-68
- 議案第 24 号 令和 8 年度 川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算 ・ P. 69-71
- 議案第 25 号 令和 8 年度 川根本町介護保険事業特別会計予算 ・ P. 72-76
- 議案第 26 号 令和 8 年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算 ・ P. 77-79
- 議案第 27 号 令和 8 年度 川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算 ・ P. 80-82
- 議案第 28 号 令和 8 年度 川根本町簡易水道事業会計予算 ・ P. 83-85

議案第5号

川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について  
川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例  
川根本町創造と生きがいの湯条例（平成18年川根本町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「に掲げる額の範囲内で」を「の定めるところにより」に改める。  
別表第3中「一人一回150円」を「町内在住者1人1回300円以内、町外在住者1人1回600円以内」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

## 議案第6号

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 菌田 靖邦

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川根本町国民健康保険税条例（平成18年川根本町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、当該合算額が法第703条の4に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第3条第1項中「100分の5.76」を「100分の6.26」に改める。

第5条中「21,000円」を「24,000円」に改める。

第5条の2第1号中「18,000円」を「19,000円」に改め、同条第2号中

「9,000円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「13,500円」を「14,250円」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)  
第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,620円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について80円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円を超える場合には、66万円」を「法第703条の4に規定する額を超える場合には、その額」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4に規定する額を超える場合には、その額)」を加え、同項第1号中「14,700円」を「16,800円」に、「12,600円」を「13,300円」に、「6,300円」を「6,650円」に、「9,450円」を「9,975円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,134円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 56円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に、「10,500円」を「12,000円」に、「9,000円」を「9,500円」に、「4,500円」を「4,750円」に、

「6,750円」を「7,125円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 810円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に、「4,200円」を「4,800円」に、「3,600円」を「3,800円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,700円」を「2,850円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 324円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16円

第23条第2項第1号中「3,150円」を「3,600円」に、「5,250円」を「6,000円」に、「8,400円」を「9,600円」に、「10,500円」を「12,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 243円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 405円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 648円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 810円

第23条第3項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割」を「減額後の被保険者均等割額」に、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第6項、第7項及び第9項から第12項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第13項の規定中「第6条」の次に「、」を、「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第14項から第16項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川根本町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第7号

川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
川根本町職員の給与に関する条例（平成17年川根本町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条 川根本町職員の給与に関する条例（平成17年川根本町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第15条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第15条の5第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第15条の8第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	

38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			
115		314,000			
116		314,400			
117		314,600			

	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、  
第20条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
19	362,000	448,400	502,600			

20	365,200	449,800	504,500
21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000

60	417,200	494,000	551,700		
61	417,600	494,400	552,500		
62	417,900	495,000	553,400		
63	418,200	495,700	554,300		
64	418,500	496,400	555,200		
65	418,800	496,800	556,000		
66		497,400	556,900		
67		498,000	557,800		
68		498,500	558,700		
69		499,000	559,500		
70		499,500	560,400		
71		500,000	561,300		
72		500,500	562,200		
73		500,900	563,000		
74		501,400			
75		501,800			
76		502,200			
77		502,700			
78		503,300			
79		503,800			
80		504,200			
81		504,700			
82		505,300			
83		505,900			
84		506,400			
85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500	円 590,500

備考 この表は、いやしの里診療所に勤務する医師で、規則で定めるものに適用する。

第2条 川根本町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第2号ス中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員  
42,200円

- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員  
45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員  
49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員  
52,700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員  
56,200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員  
59,600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員  
63,000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第15条の5第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」に改める。

第15条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の川根本町職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の川根本町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第8号

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 菌田 靖邦

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年川根本町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年川根本町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第9号

川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例について

川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例

川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和5年川根本町条例第  
30号)の一部を次のように改正する。

第1条 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和5年川根本  
町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000  
円」に、「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に、  
「634,000円」を「655,000円」に改める。

第8条第2項中「及び第15条の5第2項」を「、第15条の5第2項及び第15  
条の8第2項第1号」に、「100分の170」を「100分の95」とに、「100  
分の175」を「100分の97.5」と、給与条例第15条の8第2項第1号中「100  
分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100  
分の90」に改める。

第2条 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、  
「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100  
分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100  
分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年  
4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第10号

川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について  
 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
 令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町文化会館条例の一部を改正する条例  
 川根本町文化会館条例（平成17年川根本町条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

文化会館使用料

		基本使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		9時から正 午まで	1時から5時 まで	6時から10 時まで	午前9時か ら午後10時 まで
ホ ー ル	ホール（平日）	4,000円	6,000円	8,000円	17,000円
	ホール（土・日曜日・休日）	5,000	7,000	10,000	21,000
	冷暖房加算	2,500	3,500	5,000	10,000
研 修 室 ・ 会 議 室 等	保健研修室	600	800	1,200	2,400
	会議室	300	400	600	1,200
	第1研修室	300	400	600	1,200
	栄養指導室	400	500	700	1,400
	小会議室	300	400	600	1,200
	第2研修室	300	400	600	1,200
	第1和室（1階）	300	400	600	1,200
	第2和室（2階）	300	400	600	1,200
	第3和室（2階）	300	400	600	1,200
	展示ホール	500	600	1,000	2,000
玄関ロビー	500	600	1,000	2,000	
1階ロビー	300	400	600	1,200	

2階ロビー	300	400	600	1,200
ホワイエ	500	600	1,000	2,000
冷暖房加算	上記使用料の50%に相当する額			

#### 備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 午前・午後使用は、午前9時から午後5時まで、午後・夜間使用は、午後1時から午後10時までの時間をいう。使用料は、各時間帯使用料の合計額とする。
- 3 川根本町に住所又は事業所等を有する者以外の者が使用する場合は、基本使用料の100%に相当する額を加算する。
- 4 催物の内容によって基本使用料に、次に掲げる額を加算する。
  - (1) 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合 入場者1人当たりの徴収額の最高額が
 

1,000円未満	100%
1,000円以上3,000円未満	150%
3,000円以上	200%
  - (2) 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合 100%
  - (3) 公演等に伴い物品を販売する場合は、売上額の5%に相当する額を徴収する。
- 5 使用者が練習又は準備等のため施設を使用する場合は、基本使用料の50%に相当する額とする。
- 6 使用許可時間外の超過使用料は、30分につき許可時間帯の基本使用料の50%に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は30分とみなす。
- 7 冷暖房期間は、次のとおりとする。
 

冷房	6月1日から9月30日まで
----	---------------

暖房 11月1日から3月31日まで

別表第2（第10条関係）

文化会館附属設備備品等使用料

品名	単位	金額 円	備考
(ホール舞台設備)			
平台	1台	50	足、け込み共
箱馬	1台	50	
指揮者台	1台	300	指揮者用譜面台共
楽士用譜面台	1台	50	
司会者台	1台	300	
演台	1台	500	
めくり台	1台	50	プログラム台
金びょうぶ	1双	2,000	8尺 6曲
看板	1枚	50	立、つり看板
旗	1枚	100	国、県、町旗 つりバトン共
紅白幕	1対	1,000	
上敷ござ	1枚	200	
長座ぶとん	1枚	100	
高座用座ぶとん	1枚	100	
つりバトン	1本	200	
長机	1脚	100	
折りいす	1脚	50	
移動用黒板	1台	100	
毛仙	1枚	200	
地絨	1枚	1,000	

音響反射板	1式	4,000	ハロゲン48込み
ポータブルステージ	1台	500	
(ホール照明設備)			
フットライト	1列	150	60W×12灯
ローアーホリゾンライト	1列	800	300W×4灯 ハロゲン11台
アッパーホリゾンライト	1列	800	300W×44灯
ボーダーライト	1列	400	150W×45灯
サスペンションライト	1台	100	1,000Wフルネルスポットハロ ゲン 1,000W平凸スポット 1,000Wセンターピンスポット
シーリングライト	1台	100	1,000W平凸スポットハロゲン 1,000Wピンスポット
フロントサイドスポットラ イト	1台	100	1,000W平凸スポットハロゲン
センターピンスポットライ ト	1台	1,000	700Wキセノンスポット整流器 カラーチャレンジ付
エフェクトマシン	1台	500	1,000W
持込電源	1 kw	100	
(ホール音響設備)			
音響装置	1式	2,000	アンプ卓
オープンテープレコーダー	1台	500	
カセットテープレコーダー	1台	300	
レコードプレーヤー	1台	500	
マイクロフォン	1本	500	

ワイヤレスマイクロフォン	1本	800	受信装置共
ステージスピーカー	1本	1,000	
はね返りスピーカー	1台	500	4台
舞台袖操作卓	1台	1,000	
ワイヤレスボーカルマイク ロフォン	1本	1,000	
マイクスタンド	1本	100	
(ホール楽器)			
グランドピアノ	1台	3,000	ピアノ椅子付き
(ホール視聴覚設備)			
映写機	1台	2,000	16m/m固定式クセノン
プロジェクター	1台	1,000	
舞台スクリーン	1張	500	
録画用カメラVTR	1式	1,000	(テープ別)
レーザーポインター	1本	100	
(研修室視聴覚設備)			
ビデオカセットレコーダー	1台	500	
ビデオプロジェクター	1台	1,000	
ポータブルスクリーン	1張	300	
ポータブル放送設備	1式	1,000	アンプ、マイク2本付
マイクロフォン	1本	500	
DVDプレイヤー	1台	500	
(その他)			
展示用パネル	1枚	50	積立支柱共
カッティングマシン	1式	1,000	
トランシーバー	1台	50	

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、この表の類

似する附属設備等の使用料に準じた額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第11号

川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について  
川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

川根本町本川根B&G海洋センター条例（平成17年川根本町条例第96号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「センター」の次に「及びその備品等」を加え、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表中「川根本町本川根B&G海洋センター」を「川根本町本川根B&G海洋センター使用料」に改める。

別表を別表第1とし同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

川根本町本川根B&G海洋センター備品等使用料

品名	単位	使用料	備考
カヌー（貸出用）	1艇	2,000円	1日につき
サップ（貸出用）	1艇	2,000円	1日につき

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川根本町消防団員等公務災害補償条例（平成17年川根本町条例第150号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川根本町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた川根本町消防団員公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 13 号

川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について

川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

川根本町長 菌田 靖邦

議案第 14 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約  
の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合から脱退し、及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

川根本町長 菌田 靖邦

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、南伊豆地域清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号

令和7年度 川根本町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度川根本町一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,698,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		126,000	5,000	131,000
	3 森林環境譲与税	87,000	5,000	92,000
10 地方交付税		2,369,500	439,550	2,809,050
	1 地方交付税	2,369,500	439,550	2,809,050
14 国庫支出金		381,736	107,339	489,075
	2 国庫補助金	211,208	107,339	318,547
15 県支出金		410,505	△3,481	407,024
	1 県負担金	114,844	△484	114,360
	2 県補助金	264,856	△1,777	263,079
	3 委託金	30,805	△1,220	29,585
16 財産収入		19,315	169	19,484
	1 財産運用収入	17,339	169	17,508
17 寄付金		17,501	12,500	30,001
	1 寄付金	17,501	12,500	30,001
18 繰入金		1,007,336	△605,200	402,136
	2 基金繰入金	1,007,232	△605,200	402,032
19 繰越金		177,449	115,533	292,982
	1 繰越金	177,449	115,533	292,982
20 諸収入		337,662	△10,330	327,332

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	337,107	△10,330	326,777
21 町債		296,900	12,300	309,200
	1 町債	296,900	12,300	309,200
歳入合計		6,624,620	73,380	6,698,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		70,149	732	70,881
	1 議会費	70,149	732	70,881
2 総務費		1,426,125	72,806	1,498,931
	1 総務管理費	602,306	117,821	720,127
	2 企画費	171,782	△240	171,542
	3 情報政策費	346,837	△40,150	306,687
	4 統計調査費	7,159	△1,190	5,969
	6 徴税費	79,667	1,320	80,987
	7 戸籍住民基本台帳費	65,988	△4,755	61,233
3 民生費		1,392,428	△166	1,392,262
	1 社会福祉費	1,036,481	△3,936	1,032,545
	2 児童福祉費	354,974	3,770	358,744
4 衛生費		612,075	△6,560	605,515
	1 保健衛生費	308,786	1,755	310,541
	2 清掃費	303,289	△8,315	294,974
6 農林水産業費		449,490	3,892	453,382
	1 農業費	185,749	2,932	188,681
	2 林業費	263,741	960	264,701
7 商工費		392,216	52,840	445,056

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	392,216	52,840	445,056
8 土木費		315,790	△5,335	310,455
	1 土木管理費	69,119	△2,750	66,369
	2 道路橋りょう費	156,816	3,393	160,209
	3 河川費	51,691	850	52,541
	4 住宅費	38,164	△6,828	31,336
9 消防費		428,236	△17,885	410,351
	1 消防費	428,236	△17,885	410,351
10 教育費		833,344	△21,914	811,430
	1 教育総務費	400,218	△36,395	363,823
	2 義務教育学校費	134,026	7,854	141,880
	3 社会教育費	155,364	5,185	160,549
	4 保健体育費	143,736	1,442	145,178
11 災害復旧費		90,067	△5,030	85,037
	1 農林水産施設災害復旧費	80,136	△1,670	78,466
	2 公共土木施設災害復旧費	9,931	△3,360	6,571
歳出	合計	6,624,620	73,380	6,698,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 由	期 間	限 度 額
LGWAN 接続事業（令和 7 年度契約分）	令和 12 年度	5,500 千円

第 3 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	重点支援地方交付金現金給付	千円 61,820
	10 諸費	重点支援地方交付金防犯カメラ設置助成事業	3,000
6 農林水産業費	2 林業費	県単独治山(補助)事業 文沢(金久保)流路工整備	23,036
7 商工費	1 商工費	重点支援地方交付金LINEクーポン事業	17,000
		重点支援地方交付金プレミアム付き商品券事業	32,790
8 土木費	1 土木管理費	元青部小学校周辺土地整備事業	1,800
	2 道路橋りょう費	町道地名中央線改良工事に伴う用地測量・調査業務委託	8,283
		電源立地地域対策交付金事業町道梅高中央線水路改修工事	10,590
	3 河川費	道路メンテナンス補助事業町道上長尾田野口停車場線中徳橋下部工修繕工事	20,620
10 教育費	2 義務教育学校費	三ツ星学園トイレ改修工事	6,214

第 4 表

地 方 債 補 正

(補 正)

起債の目的	補正前限度額 千円	補正後限度額 千円
公共事業等債	2, 9 0 0	3, 6 0 0
過疎対策事業債	2 1 6, 7 0 0	2 2 8, 3 0 0

議案第16号

令和7年度 川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ751,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		83,326	410	83,736
	1 一般会計繰入金	72,326	410	72,736
歳入合計		750,930	410	751,340

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,159	410	33,569
	1 総務管理費	21,087	410	21,497
歳出	合計	750,930	410	751,340

議案第17号

令和7年度 川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		115,088	2,353	117,441
	1 後期高齢者医療保険料	115,088	2,353	117,441
歳入合計		150,200	2,353	152,553

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療広域連合納付金		149,789	2,353	152,142
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	149,789	2,353	152,142
歳出	合計	150,200	2,353	152,553

議案第18号

令和7年度 川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度川根本町介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,402,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		395,580	14,235	409,815
	1 国庫負担金	238,904	13,438	252,342
	2 国庫補助金	156,676	797	157,473
4 支払基金交付金		365,703	△29,079	336,624
	1 支払基金交付金	365,703	△29,079	336,624
5 県支出金		202,979	△226	202,753
	1 県負担金	195,144	△226	194,918
6 財産収入		235	60	295
	1 財産運用収入	235	60	295
7 繰入金		252,840	△3,802	249,038
	1 一般会計繰入金	223,715	△2,811	220,904
	2 積立基金繰入金	29,125	△991	28,134
歳 入 合 計		1,421,412	△18,812	1,402,600

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,312	2,770	41,082
	1 総務管理費	17,919	2,470	20,389
	3 介護認定審査会費	18,664	300	18,964
2 保険給付費		1,317,249	△25,037	1,292,212
	1 介護サービス等諸費	1,223,461	△23,037	1,200,424
	2 介護予防サービス等諸費	23,922	0	23,922
	3 高額介護サービス等諸費	24,143	△1,000	23,143
	4 高額医療合算介護サービス等費	3,826	0	3,826
	6 特定入所者介護サービス等費	41,093	△1,000	40,093
4 基金積立金		235	60	295
	1 基金積立金	235	60	295
5 地域支援事業費		58,079	510	58,589
	2 包括的支援事業・任意事業費	20,857	510	21,367
7 諸支出金		7,535	2,885	10,420
	2 償還金及び還付加算金	7,533	2,885	10,418
歳 出 合 計		1,421,412	△18,812	1,402,600

議案第19号

令和7年度 川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入		13,983	△1,000	12,983
	1 介護給付費収入	8,566	△1,000	7,566
2 繰入金		9,214	2,300	11,514
	1 一般会計繰入金	9,214	2,300	11,514
歳 入 合 計		23,200	1,300	24,500

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 サービス事業費		23,200	1,300	24,500
	1 居宅サービス事業費	23,200	1,300	24,500
歳 出	合 計	23,200	1,300	24,500

議案第20号

令和7年度 川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		26,000	1,555	27,555
	1 一般会計繰入金	26,000	1,555	27,555
歳入合計		50,600	1,555	52,155

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		39,106	1,555	40,661
	1 施設管理費	37,036	1,555	38,591
歳 出	合 計	50,600	1,555	52,155

議案第21号

令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決額）	（補正額）	（計）
収 入				
第1款	水道事業収益	160,275千円	300千円	160,575千円
第2項	営業外収益	65,585千円	300千円	65,885千円
支 出				
第1款	簡易水道事業費用	201,924千円	600千円	202,524千円
第1項	営業費用	195,844千円	600千円	196,444千円

（議会の議決を経なければ流用する事のできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	（科目）	（既決額）	（補正額）	（計）
	職員給与費	13,604千円	600千円	14,204千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

	（既決額）	（補正額）	（計）
	18,961千円	300千円	19,261千円

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

議案第22号

令和8年度 川根本町一般会計予算

令和8年度川根本町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,897,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 町税		1,220,568
	1 町民税	250,184
	2 固定資産税	913,533
	3 軽自動車税	28,720
	4 町たばこ税	24,161
	5 入湯税	3,970
2 地方譲与税		126,000
	1 地方揮発油譲与税	10,000
	2 自動車重量譲与税	29,000
	3 森林環境譲与税	87,000
3 利子割交付金		250
	1 利子割交付金	250
4 配当割交付金		4,000
	1 配当割交付金	4,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 法人事業税交付金		15,000
	1 法人事業税交付金	15,000
7 地方消費税交付金		153,000

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	153,000
8 環境性能割交付金		1,000
	1 環境性能割交付金	1,000
9 地方特例交付金		7,180
	1 地方特例交付金	7,180
10 地方交付税		2,410,000
	1 地方交付税	2,410,000
11 交通安全対策特別交付金		500
	1 交通安全対策特別交付金	500
12 分担金及び負担金		7,471
	1 負担金	7,471
	△ 分担金	0
13 使用料及び手数料		68,105
	1 使用料	55,462
	2 手数料	12,643
14 国庫支出金		301,593
	1 国庫負担金	165,580
	2 国庫補助金	133,401
	3 委託金	2,612

款	項	金額
15 県支出金		484,879
	1 県負担金	113,063
	2 県補助金	356,730
	3 委託金	15,086
16 財産収入		20,941
	1 財産運用収入	19,105
	2 財産売払収入	1,836
17 寄付金		35,000
	1 寄付金	35,000
18 繰入金		875,296
	1 特別会計繰入金	104
	2 基金繰入金	875,192
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		239,417
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 町預金利子	1
	3 貸付金元利収入	288
	4 受託事業収入	142

款	項	金額
	5 雑入	238,983
21 町債		821,800
	1 町債	821,800
歳入	合計	6,897,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 議会費		63,457
	1 議会費	63,457
2 総務費		1,797,752
	1 総務管理費	605,322
	2 企画費	259,698
	3 情報政策費	648,910
	4 統計調査費	919
	5 環境政策費	125,903
	6 徴税費	78,427
	7 戸籍住民基本台帳費	62,062
	8 選挙費	15,806
	9 監査委員費	705
3 民生費		1,333,172
	1 社会福祉費	1,003,757
	2 児童福祉費	328,514
	3 災害救助費	901
4 衛生費		627,486
	1 保健衛生費	311,935
	2 清掃費	315,551

款	項	金額
5 労働費		2,010
	1 労働費	2,010
6 農林水産業費		518,215
	1 農業費	307,285
	2 林業費	210,930
7 商工費		360,277
	1 商工費	360,277
8 土木費		215,073
	1 土木管理費	47,160
	2 道路橋りょう費	113,794
	3 河川費	30,276
	4 住宅費	23,843
9 消防費		333,552
	1 消防費	333,552
10 教育費		860,892
	1 教育総務費	367,640
	2 義務教育学校費	204,125
	3 社会教育費	134,440
	4 保健体育費	154,687

款	項	金額
11 災害復旧費		139,567
	1 農林水産施設災害復旧費	136,136
	2 公共土木施設災害復旧費	3,431
12 公債費		630,547
	1 公債費	630,547
13 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳出	合計	6,897,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 由	期 間	限 度 額
議会だより印刷製本業務	令和 9 年度	900 千円
議会会議録作成業務委託	令和 9 年度	1,100 千円
自治体情報セキュリティ強化対策用サーバ機器更新	令和 13 年度	16,000 千円
テレワークシステム構築事業	令和 13 年度	2,000 千円
広報誌発行業務委託事業	令和 9 年度	4,000 千円
障害者台帳管理システム賃貸借	令和 13 年度	11,000 千円
子育て支援ひだまり複合機賃貸借	令和 12 年度	500 千円
健康管理システム「健康かるて」保守	令和 12 年度	23,000 千円

事 由	期 間	限 度 額
ごみ収集運搬業務委託	令和 9 年度	40,000 千円
ごみ中間処理業務委託契約	令和 9 年度	3,500 千円
クリーンピュア川根本町解体工事設計業務	令和 9 年度	5,500 千円
地域活性化起業人派遣負担金	令和 9 年度	12,000 千円
音戯の郷レジ収入処理用パソコン賃貸借	令和 11 年度	200 千円
音戯の郷急速充電インフラ運用負担金	令和 15 年度	800 千円
建設クラウドサービス	令和 11 年度	5,700 千円
三ツ星学園印刷機及びプリンタ更新	令和 12 年度	3,300 千円
光の森学園印刷機及びプリンタ更新	令和 12 年度	3,300 千円
三ツ星学園校務用パソコン更新	令和 12 年度	14,000 千円

事 由	期 間	限 度 額
光の森学園校務用パソコン更新	令和 12 年度	13,000 千円
地域総合クラブ活動委託料	令和 9 年度	2,500 千円
義務教育学校 8 年生海外研修業務委託	令和 9 年度	29,000 千円
若者交流センター等給食業務委託契約	令和 9 年度	25,000 千円
舎監業務委託	令和 10 年度	52,000 千円
学校給食センター複写機賃貸借	令和 13 年度	1,000 千円
義務教育学校 5 年生県外体験学習事業	令和 9 年度	4,000 千円
施設予約システム管理用パソコン借上げ	令和 12 年度	300 千円
文化会館自主パートナー業務委託	令和 11 年度	24,000 千円
生きがい対応型デイサービス事業	令和 10 年度	66,000 千円

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	4,500	普通貸借 又は 証券発行	政府資金 政府資金の貸付 利率による。  その他の資金 年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率。	政府資金については、その融資条件により、その他の資金は借入先との協議による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	561,500			
デジタル活用推進事業債	4,200			
緊急自然災害防止対策事業債	29,100			
緊急防災・減災事業債	149,300			
公共施設等適正管理推進事業債	46,800			
災害復旧事業債	26,400			
合 計	821,800			

議案第23号

令和8年度 川根本町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度川根本町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ763,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 国民健康保険税		119,561
	1 国民健康保険税	119,561
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		560,317
	1 県負担金・補助金	560,317
5 財産収入		184
	1 財産運用収入	184
6 繰入金		70,428
	1 一般会計繰入金	60,428
	2 基金繰入金	10,000
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		2,508
	1 延滞金加算金及び過料	9
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,498

款	項	金 額
歲 入	合 計	763,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 総務費		25,424
	1 総務管理費	22,541
	2 徴税費	2,444
	3 運営協議会費	340
	4 趣旨普及費	99
2 保険給付費		536,192
	1 療養諸費	458,902
	2 高額療養費	74,723
	3 移送費	66
	4 出産育児諸費	1,501
	5 葬祭諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		182,128
	1 医療給付費分	121,461
	2 後期高齢者支援金等分	43,034
	3 介護納付金分	13,278
	4 子ども・子育て支援納付金分	4,355
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		12,620

款	項	金額
	1 特定健康診査等事業費	8,527
	2 保健事業費	4,093
6 基金積立金		184
	1 基金積立金	184
7 公債費		2
	1 公債費	2
8 諸支出金		5,449
	1 償還金及び還付加算金	5,359
	2 繰出金	90
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	763,000

議案第24号

令和8年度 川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度川根本町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		127,525
	1 後期高齢者医療保険料	127,525
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		37,362
	1 一般会計繰入金	37,362
4 諸収入		402
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	401
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		165,300

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		164,889
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	164,889
2 諸支出金		411
	1 償還金及び還付加算金	401
	2 繰出金	10
歳 出	合 計	165,300

議案第25号

令和8年度 川根本町介護保険事業特別会計予算

令和8年度川根本町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,404,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 保険料		211,094
	1 介護保険料	211,094
2 使用料及び手数料		13
	1 手数料	13
3 国庫支出金		388,818
	1 国庫負担金	230,288
	2 国庫補助金	158,530
4 支払基金交付金		360,762
	1 支払基金交付金	360,762
5 県支出金		199,961
	1 県負担金	192,219
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	7,740
6 財産収入		324
	1 財産運用収入	324
7 繰入金		243,168
	1 一般会計繰入金	225,686
	2 積立基金繰入金	17,482
8 繰越金		1

款	項	金額
	1 繰越金	1
9 諸収入		59
	1 延滞金・加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	55
歳入	合計	1,404,200

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 総務費		46,514
	1 総務管理費	27,231
	2 徴収費	698
	3 介護認定審査会費	18,585
2 保険給付費		1,300,013
	1 介護サービス等諸費	1,211,853
	2 介護予防サービス等諸費	23,598
	3 高額介護サービス等諸費	20,444
	4 高額医療合算介護サービス等費	3,998
	5 その他諸費	876
	6 特定入所者介護サービス等費	39,244
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		324
	1 基金積立金	324
5 地域支援事業費		57,224
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	35,908
	2 包括的支援事業・任意事業費	21,059
	3 その他諸費	257

款	項	金額
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		123
	1 繰出金	2
	2 償還金及び還付加算金	121
歳 出 合 計		1,404,200

議案第26号

令和8年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算

令和8年度川根本町の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

1,000千円と定める。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 菌田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 サービス収入		11,397
	1 介護給付費収入	6,248
	2 予防給付費収入	905
	3 医療給付費収入	2,427
	4 利用者負担金収入	1,817
2 繰入金		13,790
	1 一般会計繰入金	13,790
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		25,190

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 サービス事業費		25,190
	1 居宅サービス事業費	25,190
歳 出	合 計	25,190

議案第27号

令和8年度 川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

令和8年度川根本町のいやしの里診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 菌田 靖邦

## 第1表 歳入歳出予算

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金 額
1 診療収入		26,576
	1 外来収入	24,821
	2 その他の診療報酬収入	1,755
2 使用料及び手数料		121
	1 使用料	1
	2 手数料	120
3 繰入金		35,300
	1 一般会計繰入金	35,300
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		62,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 総務費		46,006
	1 施設管理費	43,949
	2 研究研修費	2,057
2 医業費		15,843
	1 医業費	15,843
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出	合 計	62,000

議案第28号

令和8年度 川根本町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川根本町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,500 戸
- (2) 年間総給水量 726,000 立方メートル
- (3) 1日平均給水量 1,980 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益 156,309 千円

第1項 営業収益 99,430 千円

第2項 営業外収益 56,879 千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用 199,157 千円

第1項 営業費用 193,516 千円

第2項 営業外費用 3,591 千円

第3項 特別損失 1,050 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 22,255 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,889 千円及び当年度分損益勘定留保資金 19,366 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 71,248 千円

第1項 工事負担金 150 千円

第2項 他会計補助金 0 千円

第3項 他会計出資金 39,298 千円

第4項 企業債 31,800 千円

支 出

第1款	資本的支出	93,503千円
第1項	建設改良費	31,935千円
第2項	企業債	61,567千円
第3項	基金積立金	1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 簡易水道事業、過疎対策事業

限度額 簡易水道事業 15,900千円、過疎対策事業 15,900千円

起債の方法 証書借入又は証券発行

利率 年5.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金その他の資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法 政府資金及びその他借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 費用に計上した予算額に過不足を生じた場合における、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 15,509千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,350千円と定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦